

第86条	特例基礎額	82
第87条	収入限度を超える収入の活用	82
第88条	収入限度未満の収入の活用	83
第89条	需要が複数ある場合の収入の活用	83
第3節	資産	83
第90条	活用対象となる資産	83
第91条	貸付	84
第4節	収入認定の限定	84
第92条	障害者の場合の収入認定	84
第5節	他者の義務	85
第93条	請求権の移転	85
第94条	民法上の扶養義務者に対する請求権の移転	86
第95条	社会給付の確定	86
第6節	政令への授権	87
第96条	政令への授権	87
第12章	社会扶助主体の管轄	87
第1節	事物管轄および地域管轄	87
第97条	事物管轄	87
第98条	地域管轄	87
第99条	特例的实施の留保	88
第2節	特別規定	88
第100条	ドイツ・スイス保護協定に基づく管轄	88
第101条	行政庁の決定および都市州条項	88
第13章	費用	89
第1節	費用返還	89
第102条	相続人による費用返還	89
第103条	有責行為による費用返還	89
第104条	不正に支給された給付の費用返還	90
第105条	二重給付時の費用返還、返還不要の住居費	90
第2節	社会扶助主体間の費用償還	90
第106条	施設入所時の費用償還	90
第107条	他の家庭に預けられて生活している場合の費用償還	90
第108条	外国から入国した場合の費用償還	90
第109条	通常の居所の除外	91
第110条	費用償還の範囲	91
第111条	時効	91
第112条	州内部での費用償還	91

第3節 その他の規定	92
第113条 償還請求権の優先	92
第114条 他の法規定に基づく社会扶助主体の償還請求権	92
第115条 外国から入国した場合の費用償還に関する移行規定	92
第14章 手続規定	92
第116条 社会的経験のある第三者の参加	92
第117条 情報提供義務	92
第118条 照合、行政共助	93
第119条 連邦の委託による科学的研究	94
第120条 政令への授権	95
第15章 統計	95
第121条 連邦統計	95
第122条 調査指標	95
第123条 補助的指標	96
第124条 定期性、報告時期	96
第125条 情報提供義務	97
第126条 送達、公表	97
第127条 地方自治体に対する送達	97
第128条 追加調査	97
第129条 政令への授権	97
第16章 経過規定、最終規定	98
第130条 在宅で世話を受けている者についての経過規定	98
第131条 特別プログラム・マインツモデルに伴う経過規定	98
第132条 在外ドイツ人に対する社会扶助支給についての経過規定	98
第133条 基本法第116条第1項にいうドイツ人に対する 特別の扶助についての経過規定	99
第133a条 施設入所中の扶助受給者についての経過規定	99
第134条 第2編発効に伴う経過規定	99
第135条 第2次法規整理法に伴う経過規定	99
第136条 統一条約の基準	99

第1章 総則

第1条 社会扶助の任務

社会扶助の任務は、受給権者に、人間の尊厳に値する生活を営むことができるようにすることである。給付は、受給権者をして可能な限り給付に依存しないで生活する能力を身につけさせるように努めるものとする；そこでは、受給権者もその能力に応じて協力しなければならない。この目的を達成するために、受給権者と社会扶助主体は、それぞれの権利義務の範囲内で協力しなければならない。

第2条 社会扶助の後順位性

(1) とりわけ自らの稼得能力、収入および資産の活用によって自助可能な者や、第三者とりわけ家族またはその他の社会給付主体から必要な給付を受けることができる者は、社会扶助を受けられない。

(2) 第三者とりわけ扶養義務者またはその他の社会給付主体の義務は、この法律の影響を受けない。法規定に基づく第三者の給付は、社会扶助法にそれと相当する給付があることを理由にそれを拒否してはならない。

第3条 社会扶助主体

(1) 社会扶助は、地域主体および広域主体によっておこなわれる。

(2) 地域社会扶助主体は、州法に別段の定めがない限り、郡に属しない市および郡とする。州法に定めをする場合、地域主体に指定される者が、本編の任務の移譲に同意していること、本編に定める任務の履行にその能力が適していること、本編の任務の実施が地域全体で確保されることが保証されなければならない。

(3) 広域社会扶助主体については、州がこれを定める。

第4条 協働

(1) 社会扶助主体は、その法律上の任務が同様の目的を志向しているその他の機関、給付に関与する他の機関または関与すべき他の機関、とりわけ、第2編、第8編、第9編に定める給付の主体、その他の社会給付主体、リハビリテーション主体の共同サービス機関、連盟組織と協働する。

(2) 給付の均質的实施、共同実施または補完的实施のために助言およびその保障が必要な場合、この目的のために協同組織を設立するものとする。

(3) 個人データの収集、処理、利用をおこなう限りで、協定の中で詳細を規定することができる。

第5条 民間社会福祉団体との関係

(1) 独自の社会的任務を担いかつその任務を達成する主体としての、教会、公法上の宗教団体および民間社会福祉団体の地位は、本編の影響を受けない。

(2) 社会扶助主体は、本編の実施にあたって、教会、公法上の宗教団体および民間社会福祉団体と協力しなければならない。その際、社会扶助主体は、これら団体はその任務の目標

設定と遂行について有する自主性を尊重する。

(3) 協力は、社会扶助と民間社会福祉活動とが受給権者の福祉のために効果的に相補うよう、おこなうものとする。社会扶助主体は、民間社会福祉団体が社会扶助の分野で活動をおこなうにあたって適切に援助するものとする。

(4) 民間社会福祉団体から個別に給付がおこなわれている場合、社会扶助主体はその固有の措置の実施を見合わせるものとする。第1文は、金銭給付の支給には適用しない。

(5) 社会扶助主体は、民間社会福祉団体に参画または受任への同意がある場合、一般的に、本編に定める任務の遂行に団体を参画させ、またはその任務の遂行を委任することができる。受給権者に対する責任は、社会扶助主体が変わらずこれを負う。

(6) 第4条第3項は、これを準用する。

第6条 専門性

(1) 本編の任務の実施にあたっては、人格的にその仕事に適しており、かつ、通常はその任務にふさわしい教育を受けまたはそれと同様の経験を有する者をあてる。

(2) 社会扶助主体は、その任務の達成のために、専門家による適切な専門的追加教育を保証する。ここには、サービス給付、とりわけ相談および助言の実施も含まれる。

第7条 州の任務

社会行政を管轄する州最上級行政庁は、本編に定める任務の実施にあたって社会扶助主体を援助する。その際州行政庁は、とりわけ社会扶助主体間の経験交流、サービス給付の手段および技術の発展、給付の合目的的調達および合目的的審査ならびに質の確保を促進するものとする。

第2章 社会扶助の給付

第1節 給付の諸原則

第8条 給付

社会扶助には以下が含まれる。

1. 生計費に対する扶助（第27条－第40条）
2. 老齢期および稼得能力減少時における基礎保障（第41条－第46条）
3. 保健に対する扶助（第47条－第52条）
4. 障害者に対する統合扶助（第53条－第60条）
5. 介護に対する扶助（第61条－第66条）
6. 特別な社会的困難を克服するための扶助（第67条－第69条）
7. その他の生活状態における扶助（第70条－第74条）

ならびに、その都度必要な助言と支援

第9条 個々の特殊性に基づいた社会扶助

- (1) 給付は、個々の特殊性、とりわけ、需要の性質、地域的關係、生計扶助にあつてはその者またはその世帯の有する能力と資産に従つて決定される。
- (2) 給付の形態に対する受給権者の希望は、それが適切な限りで応ずるものとする。需要の全部または一部を施設で充足することを求める受給権者の希望は、それが個々の特殊性から見て、そうしなければ需要が全くまたは不十分にしか充足され得ないゆゑに必要であり、かつ、施設との間に本編第10章の規定に基づく協定が存している場合にのみ、応ずるものとする。社会扶助主体は、その実現が不均衡な負担超過をもたらすような希望には通常応じないものとする。
- (3) 受給権者の希望があれば、その信ずる宗派の聖職者による世話を受けられる施設へ入所させるものとする。

第10条 給付の実施

- (1) 給付は、サービス給付、金銭給付、現物給付によりおこなわれる。
- (2) サービス給付には、とりわけ、社会扶助が問題になる場合の助言その他社会的事項に関する助言および支援が含まれる。
- (3) 金銭給付は、本編が別段の定めをしているか、現物給付が社会扶助の目的をよりよくまたはより経済的に達成しうるか、受給権者が希望するかのいずれかでない限りは、現物給付に優先する。商品券その他現金によらない精算方式は、現物給付に含む。

第11条 助言および支援、活性化

- (1) 本編に定める任務履行のため、受給権者は助言を受け、必要な限りで支援を受ける。
- (2) 助言は、人的状況、需要、それぞれの能力および資産、社会生活への能動的参加および困窮状態の克服のため自助を可能な限り強化することに関連しておこなわれる。社会生活への能動的参加には、社会参画も含まれる。困窮状態の克服には、受給権者が社会給付を受けられるようにすることも含まれる。助言には、必要な金銭管理への助言も含まれる。
- (3) 支援には、社会的サービスおよび社会参画を含む社会生活への能動的参加手段に対する指示、ならびに、必要な限りで、それへの接触の準備およびそのための付き添いが含まれる。受給権者が期待可能な程度に作業へ従事しうる限りで、支援には、作業の提供、準備、受給権者への付き添いも含まれる。支援提供が利用されるよう努めなければならない。受給権者が期待可能な作業を受け入れて収入を得ることが可能な場合、受給権者はそのことおよび必要な準備への参加を義務づけられる。
- (4) 受給権者には、以下のいずれかにあたる場合、作業を期待してはならない。
 1. 稼得能力の減少、疾病、障害、要介護のためそれをできる状態にない場合
 2. 法定年金保険に定める一般老齢年数（第6編第35条）に該当する年齢に達する場合またはそれを超える場合
 3. その他重要な理由がありそれが作業の妨げとなる場合

受給権者には、とりわけ作業によって児童の正常な養育が妨げられる限りで、それを期待してはならない。3歳以上の児童の正常な養育は、受給権者の家庭の特殊な問題を考慮した上で、第8編にいう昼間施設または昼間託児所での児童の世話が確保される限りで、

通常は妨げられるとはいえない；社会扶助主体は、児童を昼間時に世話する場が単身養育者に優先的に与えられるよう努めなければならない。その他の場合であっても、世帯の継続や家族の世話によって受給権者に生ずる義務を考慮しなければならない。

(5) まず民間社会福祉団体、法律相談を職業とする者その他の機関による助言および支援を指示しなければならない。多重債務者相談援助機関その他の専門相談機関による助言がさらに提供される場合は、その利用に努めなければならない。第2文に定める助言に要する適切な費用は、生計扶助を必要とする程度または生計扶助を期待させる程度 of 生活状態にあつて、費用の引き受けがなければ当該生活状態を克服できない場合には、引き受けるものとする；その他の場合には、費用を引き受けすることができる。費用引き受けは、多重債務者相談援助機関その他の専門相談機関による給付との包括的精算方式によつてもこれをおこなうことができる。

第12条 給付協定

継続的給付の前もしくは給付開始後遅くとも4週間までに、書面による給付協定において、受給権者の状況ならびに場合に依つて困窮状態の克服および社会生活への能動的参加に必要な手段に至る方法を共同で定めるものとし、給付協定に署名するものとする。特定の需要から必要とされる場合には、援助プランを策定しこれを給付協定に取り入れなければならない。給付の目的に関連して給付が再検討される場合、これを給付協定の中でより詳細に定めることができる。給付協定は通常、共同で審査され構想されるものとする。本編に定める例外規定は優先してこれを適用する。

第13条 施設に対する給付、他の給付の優先

(1) 給付は、個別の必要に依つて、施設外における需要の充足（在宅給付）か、一部入所施設または全部入所施設（一部入所給付、入所給付）に対しておこなうことができる。入所施設とは、受給権者がそこで生活を営み、必要な援助を受けられる施設をいう。在宅給付は一部入所給付および入所給付に優先し、一部入所給付は入所給付に優先する。在宅給付の優先は、適当な入所施設への給付が期待可能でかつ在宅給付が不均衡な負担超過をもたらす場合は適用されない。その判断にあつては、まず期待可能性を審査しなければならない。その際、個人的事情、家族の事情、地域的事情を適切に考慮しなければならない。期待不可能な場合、費用比較をおこなう必要はない。

(2) 第1項にいう施設とは、介護、治療その他本編に基づいて充足される需要または養育を目的とする施設すべてをいう。

第14条 予防およびリハビリテーションの優先

(1) 予防またはリハビリテーションのための給付は、第9編がこれらの給付に付与している目的を達成するため、優先的に支給されなければならない。

(2) 社会扶助主体は、管轄リハビリテーション主体および統合事務所に対して、予防またはリハビリテーション給付を必要と考える場合、情報を提供する。

第15条 予防的給付、事後的給付

(1) 社会扶助は、それによって困窮に陥ることを完全にまたは一部回避できる場合、予防的に給付するものとする。第47条は優先的に適用しなければならない。

(2) 社会扶助は、それまでにおこなった給付の有効性を確保するために必要な場合、困窮状態が終わった後も給付するものとする。第54条は優先的に適用しなければならない。

第16条 家族に適した給付

社会扶助の給付にあたっては、受給権者の家族における特別な関係を考慮するものとする。社会扶助は家族の自助能力を促進し、家族の絆を確固とするものとする。

第2節 給付請求権

第17条 請求権

(1) 社会扶助に対しては、給付を支給しなければならないと定められている限り、請求権が存する。この請求権は、譲渡、担保供与、差し押さえができない。

(2) 給付提供の種類と程度については、裁量が排除されていない限り、義務適合的裁量に基づいて決定しなければならない。給付が裁量決定によって支給される場合、この決定は、その基となる理由および目的の点から審査されなければならない。場合によっては個別に変更されなければならない。

第18条 社会扶助の開始

(1) 老齢期および稼得能力減少時における基礎保障を除き、社会扶助は、社会扶助主体または社会扶助主体から委託された機関に給付要件の存在が知られた段階ですぐに開始する。

(2) 管轄外の社会扶助主体または管轄外の市町村が、社会扶助が求められていることを個別事案について知った場合、そこで知った諸事情を、管轄社会扶助主体または管轄被委託機関に通知し、既存の資料を転送しなければならない。それを通じて給付要件が明らかになった場合、社会扶助は第1文で基準となる時点から開始される。

第19条 受給権者

(1) 本編第3章に定める生計扶助は、自らの必要な生計費を自己の能力および資力とりわけ収入および資産によっては全くまたは不十分にしか調達できない者に給付しなければならない。同居の配偶者または生活パートナーにあつては、配偶者または生活パートナー双方の収入および資産が同時に考慮されなければならない；婚姻していない未成年子とその両親または一方の親の世帯に属し、子が自らの収入および資産によっては必要な生計費を調達できない場合、両親または一方の親の収入および資産も同時に考慮されなければならない。

(2) 老齢期および稼得能力減少時における基礎保障は、65歳以上の者または18歳以上でかつ長期的に完全に稼得能力が減少している者に対して、これらの者が自らの必要な生計費を自己の能力および資力とりわけ収入および資産によっては全くまたは不十分にしか調達で

きない限り、本編第4章に定める特別の要件に基づいて給付しなければならない。同居の配偶者または生活パートナーの有する、各自に必要な生計費を超える収入および資産は、これを考慮しなければならない。老齢期および稼得能力減少時における基礎保障は、第3章に定める生計扶助に優先する。

(3) 保健に対する扶助、障害者に対する統合扶助、介護に対する扶助、特別な社会的困難を克服するための扶助、その他の生活状態における扶助は、受給権者、その同居の配偶者もしくは生活パートナーに対して、またはこれらの者が未成年で婚姻していない場合はその両親もしくは一方の親に対して、本編第11章の規定に基づき収入および資産からの費用調達を期待できない限りで、本編第5章ないし第9章に基づいて給付する。

(4) 両親または一方の親と同居している者が妊娠または6歳未満の実子を養育している場合、両親または一方の親の収入および資産は考慮されない。

(5) 第1項ないし第3項に掲げる者に、収入および資産からの費用調達が第1項および第2項の意味で可能または第3項の意味で期待できる場合で、給付がおこなわれたときは、これらの者は社会扶助主体に対しその範囲内で支出を返還しなければならない。複数の義務者がある場合は、連帯して債務を負う。

(6) 受給権者が施設給付または介護手当に対して有する請求権は、給付が受給権者に対しておこなわれていたであろう限りにおいて、その死後、その給付を提供した者または介護をおこなった者に帰属する。

第20条 夫婦類似共同体

夫婦類似共同体で生活する者を、社会扶助の要件および程度の点で、夫婦より有利に扱ってはならない。第36条はこれを準用する。

第21条 第2編に定める受給権者に対する特別規定

第2編に基づき稼得可能者またはその家族として原則として受給権者となる者は、第34条に定める給付が第2編第22条第5項に基づいて引き受けられない限りで当該給付を除き、生計費に対する給付を受けられない。管轄給付主体間で管轄につき見解に相違があるときは、第2編第45条を適用する。

第22条 職業教育訓練給付受給者に対する特別規定

(1) 連邦教育訓練助成法または第3編第60条ないし第62条の枠内で原則としてその職業教育に対して援助が受けられる職業教育訓練給付受給者は、生計扶助に対する請求権を有しない。特に過酷な場合においては、生計扶助を補助または貸付としておこなうことができる。

(2) 第1項は、以下の各号にあたる職業教育訓練給付受給者には適用しない。

1. 連邦教育訓練助成法第2条第1a項により教育訓練助成請求権を有せず、または第3編第64条第1項により専門職業教育補助金請求権を有しない者
2. その需要が、連邦教育訓練助成法第12条第1項第1号または第3編第66条第1項第1文に基づいて算定される者

第23条 外国人に対する社会扶助

(1) 国内に実際に滞在する外国人に対しては、本編に定める生計扶助、疾病時の扶助、妊産婦への扶助、介護扶助を給付しなければならない。第4章の規定は、本項の影響を受けない。その他社会扶助は、それが個別の場合に正当化される限りで給付できる。第1文に定める制限は、滞在資格または無期限滞在許可を有し、かつ継続的に連邦域内に留まることが予見される外国人には適用しない。第1文に掲げる給付以外にその他の社会扶助も給付しなければならないまたは給付するものとする。と定める法規定は、本項の影響を受けない。

(2) 庇護申請者給付法第1条に定める受給権者は、社会扶助給付を受けられない。

(3) 社会扶助を受ける目的で入国した外国人は、社会扶助請求権を有しない。これらの者が病気の治療または緩和の目的で入国した場合、生命に緊急に関わる状態を除去するため、または、重度もしくは伝染性の病気に対する、延期不能または不可避の治療のためにのみ、その限りで疾病扶助をおこなうものとする。

(4) 社会扶助を給付されている外国人には、これらの者に適当な本国送還プログラムまたは再移送プログラムを指示しなければならない；相当と思われる場合は、これらのプログラムの受け入れに努めなければならない。

(5) 外国人法上の居住制限に反して滞在する外国人の存する連邦領域においては、実際の滞在地を管轄する社会扶助主体は、その事情から避けることのできない必要な給付以外は支給することを要しない。外国人滞任法第23条、第23a条、第24条第1項、第25条第3項ないし第5項に基づく無制限居住滞在資格を有する外国人については、滞在資格を付与された州外に滞在している場合、第1文を適用する。第2文は、連邦領内にいる外国人が外国難民の法的地位を享受し、または基本法第6条に定める夫婦および家族の保護に対する権利行使のためその他同様の重要な理由に基づき他国に入国することが正当化される場合、適用しない。

第24条 在外ドイツ人に対する社会扶助

(1) その通常の居所が外国にあるドイツ人は、給付を受けられない。その例外は、個別の場合に、それが非常な困窮状態のために避けられず同時に国内への帰還が以下の理由により不可能であることが証明された場合にのみ生ずることがある。

1. 法的理由により外国に留まらなければならない児童の療育および養育
2. 施設内での長期にわたる入所世話または重度の要介護
3. 国家主権

(2) 給付は、それを義務づけられる滞任国その他から支給されまたは支給されなければならない限りで、支給されない。

(3) 給付の種類および程度ならびに収入および資産の活用は、滞任国における特別の諸関係に従って定める。

(4) 給付は、第18条の規定にかかわらず申請を必要とする。給付を管轄するのは、申請者の出生した広域社会扶助主体である。出生地が外国にありまたはそれが調査できない場合、仲裁機関が地域社会扶助主体を決定する。第108条第1項第2文はこれを準用する。

(5) 社会扶助開始時に配偶者または生活パートナー、親戚および姻戚が共に生活している場合、地域管轄は、そのうち国内で出生した者の中の最年長者によって定める。これらの者のうち国内で出生した者がいない場合、共通の地域管轄主体を第4文に基づき決定しなけれ

ばならない。管轄は、これらの者のうち1人が第1文に基づき社会扶助を必要とする限り継続する。

(6) 社会扶助主体は在外ドイツ公館と協働する。

第25条 第三者の支出の償還

ある者が他の者に対して、社会扶助が適時に開始されたならばおこなう必要のなかったであろう給付を緊急の場合におこなった場合、これらの給付を法的または道義的義務に基づいて自ら負担する必要がある者に存しないときは、そのおこなった者に対して、必要な範囲で支出を償還しなければならない。これは、償還が適切な期間内に管轄社会扶助主体に請求された場合にのみ適用される。

第26条 制限、相殺

(1) 給付は以下の者について、生計に欠くことのできない部分にまで制限される。

1. 18歳以降、支給の要件または給付の増額を招来する目的で自らの収入および資産を減少せしめた受給権者

2. 教示を受けたにもかかわらずその浪費的態度を継続した受給権者

扶養を受ける資格のある家族またはそれらの者と家計共同体で同居する他の受給権者が給付制限に巻き込まれることは、可能な限り避けなければならない。

(2) 受給権者またはその代理人が、故意または重過失による不正または不完全な申告を通じてもしくは義務に反する不履行を通じて生ぜしめた、不正に支給された社会扶助給付の求償請求権が対象となる場合または第103条および第104条に定める費用返還請求権が対象となる場合、給付は、生計に欠くことのできない部分までについて、社会扶助主体が受給権者に対して有する請求権と相殺することができる。請求権を理由とする相殺可能性は、3年に限定される；求償または費用返還に対する社会扶助主体の新たな請求権は、あらためて相殺することができる。

(3) 第2項に定める相殺は、受給権者に対する過去の社会扶助給付によってすでに充足された需要に対して給付がなされた場合も、おこなうことができる。

(4) 相殺は、健康状態を目的とする給付が相殺によって脅かされる場合、おこなわない。

第3章 生計扶助

第27条 必要生計費

- (1) 必要生計費には、とりわけ、食事、住居、被服、身体衛生、家具、暖房および日常生活上の個人的需要が含まれる。日常生活上の個人的需要には、周囲との交際および文化的生活への参加も、相当な範囲で含まれる。
- (2) 児童および青少年にあつては、必要生計費には、とりわけその発達成長に必要な特別の需要も含まれる。
- (3) 生計扶助は、必要生計には十分な収入または資産を有しているが、その生活に必要な個々の行動をなしえない者にも支給することができる。受給権者に対しては、適切な費用分担を求めることができる。

第28条 通常需要、基準額の内容

- (1) 施設外における必要生計費の総需要は、住居給付、暖房給付および第30条ないし第34条に定める特別需要を除いて、基準額に基づき支給される。ある需要が完全にもしくは部分的に他の方法で個別に充足される場合またはその程度から見て著しく平均的需要から外れざるを得ない場合、需要は別途定められる。
- (2) 州政府は、第40条に定める法規命令の枠内で、初回は2005年1月1日に、それ以降は毎年7月1日に、基準額の月額を法規命令によって定める。その際州政府は、社会扶助主体に対して、法規命令に定める最低基準額を基礎として地域的基準額を定める権限を与えることができる。ブランデンブルク、メクレンブルク-フォアポンメルン、ザクセン、ザクセン-アンハルト、チューリンゲン各州の世帯主基準額（標準扶助額）は、2010年の額決定までは、他州の平均標準扶助額より14ユーロを超えて下回る額を定めてはならない。
- (3) 基準額は、それによって第1項の需要を満たすことができるよう算定する。基準額算定は、実所得、消費行動、生活維持費の水準および動向を考慮する。その基礎は、下位所得世帯の、統計的に算出された実際の消費支出とする。データの根拠は、所得消費抽出調査とする。算定は、新たな所得消費抽出調査の結果が出ればすぐに再検討し、必要があれば再算出をおこなう。
- (4) 基準額算定は、夫婦と3人の子からなる世帯について、基準額に第29条および第31条に定める給付の各平均額を合算し、かつ第82条第3項に定める平均控除額を考慮したものが、低賃金層の平均実労働月収に上記世帯に相当する世帯でフルタイム就労者が1人の場合の相当の一時的出費、児童手当および住宅手当を加えたものを下回ることを確保しなければならない。
- (5) ある者が、他の家庭または両親もしくは一方の親以外の者のもとで預けられて生活している場合、必要生計費は、基準額を用いず、その費用が適切な範囲を超えない限りにおいて実際の生活費用で通常これを算定する。

第29条 住居および暖房

- (1) 住居に対する給付は、実際の出費額で支給する。住居に対する出費が個々の特殊性から見て適切な程度を超える場合、その限りで、収入および資産を第19条第1項に基づいて考慮

しなければならない者の需要として承認しなければならない。第2文は、転居、転貸借その他の方法によって出費を抑制することがその者に不可能または期待できない限りで適用されるが、ただし通常は最長6ヶ月とする。受給権者は、新たな住居に関する契約を締結する前に、管轄社会扶助主体に対して、第2文および第3文にいう主たる諸事情を知らせなければならない。新しい住居に対する出費が不適切に高額な場合、社会扶助主体は適切な出費の引き受けのみを義務づけられるが、それを超える出費に事前に同意していればその限りでない。住居に対する給付は、受給権者による合目的な使用が確保されない場合、賃貸人その他の受領権者に支払うものとする；受給権者にはそのことを文書で通知しなければならない。住宅調達費用、保証金および転居費用は、事前の同意があった場合に引き受けすることができる。同意は、転居が社会扶助主体から促された場合または他の理由から必要な場合で、同意がなければ住居を適切な期間内に見つけることができないときは、付与するものとする。

(2) 社会扶助主体は、地域住宅市場に適切な空き物件が十分存在し、個別に定額化が期待不可能でない場合、住居に対する給付を毎月定額で支払うことができる。定額算定にあたっては、地域住宅市場の実際の状況、地域の家賃一覧表、受給権者の家族状況を考慮しなければならない。第1項第2文はこれを適用する。

(3) 暖房に対する給付は、それが適切な限り、実費で支給する。給付は、毎月定額で支払うこともできる。定額算定にあたっては、個人的家族的事情、住居の規模と状態、既存の暖房方法、地域的状況を考慮しなければならない。

第30条 追加需要

(1) 以下の各号のいずれかに該当する者

1. 65歳以上

2. 65歳未満でかつ第6編にいう完全稼得能力減少

で、かつ、第9編第69条第5項に定めるGの証明書を有する者には、個別にこれと異なる需要が存しない限りで、適用基準額の17パーセントの追加需要を承認する。

(2) 妊娠12週以降の妊婦には、個別にこれと異なる需要が存しない限りで、適用基準額の17パーセントの追加需要を承認する。

(3) 1人または複数の未成年子と生活し、単身でその療育および養育にあたっている者には、これと異なる需要が存しない限りで、以下の追加需要を承認する。

1. 7歳未満の子1人または16歳未満の子2人もしくは3人について、標準扶助額の36パーセント

2. 1号の要件が存しない場合、子1人につき標準扶助額の12パーセント、ただし最高で標準扶助額の60パーセント

(4) 15歳以上で、第54条第1項第1文第1号ないし第3号による統合扶助を支給されている障害者には、個別にこれと異なる需要が存しない限りで、適用基準額の35パーセントの追加需要を承認する。第1文は、第54条第1項第1号ないし第3号に掲げる給付終了後も、相当な経過期間中、とりわけ実習期間中、これを適用することができる。第1項第2号は重複して適用しない。

(5) 病人、回復期患者、障害者、疾病や障害になるおそれのある者で、栄養摂取に費用がか

かる者には、相当額の追加需要を承認する。

(6) 適用される追加需要全体の合計額は、適用基準額を超えてはならない。

第31条 一時需要

(1) 給付は、

1. 家具を含む住宅の初回調度品調達
2. 妊娠および出産時を含む衣類の初回調達
3. 学校法の規定の範囲での複数日にわたるクラス旅行

に対して、別個に支給する。

(2) 第1項の給付は、受給権者が、基準額給付は必要ではないが需要を自らの能力および資力では十分にまかなえない場合も、支給する。この場合、当該給付が決定された月の翌月から6ヶ月以内に受給権者が得た収入を考慮することができる。

(3) 第1項第1号および第2号の給付は、定額で支給することができる。定額算定にあたっては、必要な費用に関する適当な資料および追証可能な経験値を考慮しなければならない。

第32条 疾病保険料、介護保険料

(1) 第5編第9条第1項第1号または第2次農民疾病保険法第6条第1項第1号にいう継続被保険者ならびに第5編第189条により疾病金庫加入者と見なされる年金申請者には、これらの者が第19条第1項の要件を満たしている限りで、疾病保険料を引き受ける。第82条第2項第2号および第3号は、その限りで適用しない。

(2) その他の場合、任意加入疾病保険の保険料は、それが適切な限りでこれを引き受けることができる。生計扶助を支給しなければならない期間が短期間と見込まれている場合、任意加入疾病保険を継続させるため、その保険料は引き受けるものとする。第82条第2項第3号は、その限りで適用しない。

(3) 第1項および第2項に基づき疾病保険料が引き受けられる限りで、それに伴う介護保険の保険料も引き受ける。

第33条 事前準備のための保険料

適切な老齢年金または適切な葬祭料に対する請求権の要件を満たすために、必要な費用を引き受けることができる。

第34条 特別な場合の生計扶助

(1) 負債は、それが住居の確保または同様の困窮状態の除去のために正当化される場合にのみ、これを引き受けることができる。負債は、それが正当で必要かつさもなければ住宅喪失に陥るおそれがあるとき、引き受けるものとする。現金給付は、補助または貸付としておこなうことができる。

(2) 民法典第569条第3項と関連する第543条第1項、第2項第1文第3号に定める賃貸借関係の解約の場合で、住居明け渡し請求が裁判所に到達したときは、裁判所は管轄社会扶助主体またはその被委託機関に対して、第1項に定める任務の履行のために、遅滞なく

1. 訴えの到達日

2. 当事者の氏名、住所
3. 月々支払われるべき家賃額
4. 主張にある家賃滞納額、主張にある損害賠償額
5. すでに決定している限りで、口頭弁論期日

について通知する。このほか、訴訟係属の日も通知することができる。家賃滞納が訴状の内容から見て借借人の支払能力を理由とするものでない場合は、転送はおこなわない。転送されたデータは、連邦援護法に定める戦争犠牲者援護による同様の目的のためにも利用することができる。

第35条 施設における必要生計費

(1) 施設における必要生計費には、そこで支給される必要生計費および入所施設にあつてはさらにその他の必要生計費が含まれる。施設における必要生計費は、第42条第1項第1文ないし第3文に定める基礎保障給付の範囲に対応するものとする。

(2) その他の必要生計費には、とりわけ、被服および個人使用のための適切な現金が含まれる；第31条第2項第2文は適用しない。18歳以上の受給権者は、標準扶助額の少なくとも26パーセントにあたる現金を受ける。18歳未満の受給権者に対しては、州行政庁または州行政庁の定める機関が、その地域にある施設について現金額を定める。現金は、受給権者によるまたは受給権者のための合目的的使用が不可能な場合、減額する。

(3) 社会扶助主体は、第2項第2文にいう受給権者について、受給権者が異議を唱えない限りで、その者が負担限度（第5編第62条）上限までその都度支払わなければならない自己負担を、追加貸付の方法（第37条）により引き受ける。ある暦年において支払う必要のある自己負担は、管轄疾病金庫に対して直接に、1月1日または入所施設に受け入れられた時点で支払う。社会扶助主体は管轄疾病金庫に対して、遅くとも前年11月までに、第2項第2文にいう受給権者について、継続中の1年間または前年における第1文に定める貸付に対してその者が異議を唱えなかった限りで、通知をおこなう。

(4) 第3項第3文の場合について、疾病金庫は、社会扶助主体を通じて、第5編第62条第1項第1文に掲げる証明をその都度1月1日までにまたは入所施設に受け入れられた時点で供与し、社会扶助主体に対しては受給権者の支払う自己負担額を通知する；暦年経過中の変動は遅滞なくこれを通知しなければならない。

(5) 2005年1月1日に疾病金庫は第5編第62条第1項第1文に掲げる証明を第4項にかかる場合を除いて直接第2項第2文にいう受給権者に供与する；社会扶助主体は管轄疾病金庫に対し遅くとも2005年1月1日までは当該受給権者について通知をおこなう。

第36条 需要充足の推定

社会扶助を必要とする者（請求者）が他の者と同じ住宅その他それに相当する住居に住んでいる場合、収入および資産から期待できる限りで、これらの者が共同で家計を営み（家計共同体）、これらの者から生計費を得ていると推定する。共同で家計を営まずまたは請求人が家計共同体の成員から十分な生計費を得ていない場合、その者には生計扶助を支給しなければならない。第1文は以下のいずれかの請求人には適用しない。

1. 妊娠中または6歳未満の実子を養育しており、かつ両親または一方の親と共に生

活している者

2. 第53条にいう障害を有しまたは第61条にいう要介護状態で、かつ第1文に掲げる者から世話を受けている者；これらの要件が発生するおそれがあり、かつ共同での居住が主に援助と世話を確保する目的でおこなわれている場合も同様とする

第37条 補足的貸付

- (1) 基準額に含まれかつ事情から不可避免的に必要な需要を、個別に他の方法では充足できない場合、申請に基づき、貸付として必要な給付をおこなうものとする。
- (2) 生計扶助受給者の場合、貸付の返還は、標準扶助額の5パーセントにあたる月々の分割額を給付から差し引くことができる。第35条第3項に定める貸付の返還は、暦年全体を通じて同様の額につきおこなう。

第38条 一時的困窮状態の場合の貸付

- (1) 第28条、第29条、第30条、第32条、第33条に定める給付および第35条第2項に定める現金が短期間のみ支給される場合、現金給付は貸付として支給することができる。第19条第1項第2文にいう家計共同体の成員に対する貸付は、個々の成員に対してまたは複数の者に共通しておこなうことができる。
- (2) 第105条第2項の規定は、これを準用する。

第39条 給付の制限

- (1) 受給権者が、その義務に反して作業の受け入れまたは必要な準備への参加を拒否する場合、第一段階として適用基準額の25パーセントまでを、拒否を繰り返す場合、次の段階としてその都度25パーセントまでを削減する。受給権者には、事前に適切な教示がおこなわれなければならない。
- (2) 第26条第1項第2文は、これを適用する。

第40条 政令への授権

連邦保健社会保障省は、連邦財務省および連邦経済労働省の了承のもと、法規命令により、連邦参議院の同意を得て、第28条に定める基準額の内容、算定、構成およびその変更に関する規則を公布する。

第4章 老齡期および稼働能力減少時における基礎保障

第1節 原則

第41条 受給権者

- (1) 老齡期および稼働能力減少時の生活保障のため、国内に通常の居所を有し、かつ
1. 65歳以上
 2. 18歳以上で、その時々々の労働市場の状態にかかわらず、第6編第43条第2項にいう完全な稼働能力減少状態にあって、完全な稼働能力減少が回復する見込みがないのいずれかにあたる者は、申請に基づき、本章に定める老齡期および稼働能力減少時における基礎保障給付を受給できる。
- (2) 第1項による受給権者は、第82条ないし第84条および第90条に基づきその者が自らの生計費をその収入および資産でまかなうことができない限りにおいて、給付請求権を有する。
- (3) 直近10年間に於いて自らの困窮状態を故意または重大な過失によって引き起こした者は、本章に定める給付請求権を有しない。

第42条 給付の範囲

老齡期および稼働能力減少時における基礎保障給付は、以下の各号を含む。

1. 第28条に基づき受給権者に適用される基準額
2. 第29条に準ずる住居および暖房のための適切な範囲での実費、施設内給付の場合には、住居および暖房費として、第98条により管轄権を有する社会扶助主体の地域内における一世帯あたりの暖房費を含む住居費の適切な実費の平均とする
3. 第30条に準ずる追加需要および第31条に準ずる一時需要
4. 第32条に準ずる医療保険料および介護保険料の引き受け
5. 第34条に準ずる特別な場合における生計扶助

第1文に定める給付が受給権者のこれらの需要を充足するに足りない場合、追加的給付を第37条に準ずる補完的貸付として支給することができる。

第43条 資産活用および扶養請求権についての特別規定

- (1) 同居の配偶者または生活パートナーおよび夫婦類似共同体のパートナーの収入および資産は、それが本編に基づくこれらの者の生計費を越えている場合、第19条および第20条第1文に基づいて考慮する；第36条第1文は、これを適用しない。
- (2) 受給権者の子および両親に対する扶養請求権は、第4編第16条にいうその年間収入が10万ユーロ未満である限りは、考慮されない。第1文にいう扶養義務者の収入は、上記限度を越えないものと推定する。第2文による推定に反証するため、管轄社会扶助主体は、受給権者に対して第1文にいう扶養義務者の収入状態を推定させる報告を求めることができる。第1文にいう収入限度を越えていると見られる十分な根拠が個別に存在する場合、受給権者の子または両親は、社会扶助主体に対し、本編の実施に必要な限りで、自らの収入状態について情報提供する義務を負う。情報提供義務の範囲は、社会扶助主体の要求に基づき、証拠書類を提出する義務またはその提出に同意する義務を含む。受給権者は、第2文による推

定が第4文および第5文により反証された場合には、需要に応じた基礎保障給付請求権を失う。

第2節 手続規定

第44条 特別手続規定

- (1) 給付は、通常12暦月で承認される。最初の承認および給付の変更にあたっては、承認期間は、申請がなされた月または変更の要件が発生し告知された月の初日から開始する。変更が受給権者の有利にならない場合には、新しい承認期間は翌月の初日から開始する。
- (2) 第12条に定める給付協定は、個別にこれをおこなうことができる。

第45条 長期完全稼得能力減少の認定

(1) 管轄社会扶助主体は、要件が満たされかつ考慮対象となる収入および資産では生計費を完全にまかなえないことについて、受給権者の報告および証明によればそれが相当であると思われる場合、第6編第109a条第2項により管轄権を有する年金保険主体に対して、第41条第1項第2号の医療的要件を審査するよう要請する。年金保険主体の決定は、審査を求めた社会扶助主体を拘束する。この要請は、以下の場合にはおこなわれない。

1. 年金保険主体がすでに第41条第1項第2号の要件を稼得能力減少年金申請の範囲で認定している場合
2. 障害者作業所専門委員会が、作業所または施設への受け入れにあたって見解を表明している場合（作業所法令第2条および第3条）であって、受給権者が第6編第43条第2項第3文により法律上完全稼得能力減少と見なされている場合

地方自治体中央団体および連邦ドイツ年金保険は、手続に関する協定を締結することができる。

(2) 社会扶助主体は、年金保険主体に、第1項の要請により生じた第6編第109a条第2項による出費および費用を償還する。地方自治体中央団体および連邦ドイツ年金保険は、包括額の支払に関する協定を締結することができる。第13章第1節に定める費用返還は、これを適用しない。

第46条 年金保険主体との協力

管轄年金保険主体は、年金受給権者であって第41条に定める受給権を有する者に対し、本章の給付要件および手続に関し情報を提供するとともに助言をおこなう。年金受給権を有しない者は、問い合わせにより、助言および情報提供を受けられる。年金が第6編第68条および第255cc条に定める実質年金値の27倍以下である場合、情報提供には、申請用紙を添付しなければならない。年金保険主体は、届けられた申請書を、年金月額および給付受給要件の存否についての告知を添付して、管轄社会扶助主体に転送する。第1文に定める年金保険主体の義務は、本章に定める給付の利用が、支給される年金額および年金手続過程で調査された他の収入から見て考えられない場合には存しない。

第5章 保健扶助

第47条 予防的保健扶助

疾病の予防および早期発見のため、医学的給付および診察を支給する。それ以外の給付は、これをおこなわなければ医学的見地から発病その他健康障害に陥るおそれがある場合にのみ支給する。

第48条 疾病扶助

病気の診断、治療、悪化防止または疾病の苦痛の緩和のため、第5編第3章5節第1目に準ずる疾病治療給付を支給する。第5編第264条に定める疾病治療の規定は、第1文に定める疾病扶助給付に優先する。

第49条 家族計画扶助

家族計画扶助のため、医学的相談、必要な診察および妊娠コントロール医薬品の処方を支給する。妊娠予防医薬品の費用は、これが医療的に処方される場合に引き受ける。

第50条 妊娠時および出産時の扶助

妊娠および出産時、

1. 医師の治療、看護ならびに助産の支援
2. 医薬品、包帯および薬剤の供与
3. 入所施設における介護
4. 第65条第1項に定める在宅介護

を支給する。

第51条 不妊手術時の扶助

疾病が原因で必要となった不妊手術時、医学的診断、相談鑑定、医学的治療、医薬品、包帯および薬剤の処方ならびに病院看護を支給する。

第52条 給付の提供、報酬

(1) 第47条ないし第51条に定める扶助は、法定疾病保険の給付に対応する。疾病金庫がその定款において給付の範囲と内容を定めることができる限りで、社会扶助主体は義務適合的裁量により扶助の範囲と内容を決定する。

(2) 受給権者は、法定疾病保険の規定に従い、医師、歯科医師および病院を自由に選択することができる。扶助は、第5編第65a条の適用によって到達可能な最小限の範囲においてのみおこなわれる。

(3) 第47条ないし第51条に定める給付の提供にあたっては、第5編第4章により法定疾病金庫に適用される規定は、第2節第3目を除いて適用する。第5編第28条第3項第1文にいう医師および心理セラピストならびに歯科医師は、そのなした給付について、医師、心理セラピストおよび歯科医の開業する地域の地区疾病金庫が構成員に対し支払う額で、報酬請求権を有する。第5編第294条、第295条、第300条ないし第302条から給付提供者について生ずる義

務は、本章に基づいて社会扶助主体との間でおこなう給付の清算にも適用する。第5編第303条第1項および第304条に定める協定は、社会扶助主体に準用する。

(4) 法定疾病保険に加入していない受給権者は、ホスピスの入所ケアまたは通所ケアに関する第5編第39a条第1文の要件のもと、法定疾病保険が第5編第39a条第3文に準じて支払わなければならない補助金が支給される。

(5) 第54条第1項第1文に定める医療リハビリテーション給付には、第2文および第3文を準用する。

第6章 障害者統合扶助

第53条 受給権者および任務

(1) 第9編第2条第1項第1文にいう障害によって、社会へ参加する能力が著しく制限されまたはそのような著しい障害に陥るおそれがある者は、個々の特殊性とりわけ障害の性質および程度から見て、統合扶助の任務実現可能の見込みがある場合に限り、統合扶助給付を受ける。その他の身体的、精神的、知的障害を有する者は、統合扶助給付を受けることができる。

(2) 障害に陥るおそれがあるとは、障害の発生が専門的見地から高度の蓋然性を以て予期される者をいう。これが第47条および第48条に定める予防的保健扶助および疾病扶助を必要とする者について適用されるのは、これらの給付をおこなってもなお障害に陥るおそれがある場合のみとする。

(3) 統合扶助の特別の任務とは、障害に陥るおそれを回避し、または障害もしくはその結果を除去もしくは緩和し、かつ障害者を社会に統合することである。そこには、とりわけ障害者に社会生活への参加を可能もしくは容易にすること、障害者に適切な職業その他適切な作業の遂行を可能にすること、または障害者を可能な限り介護に頼らないようにすることが含まれる。

(4) 参加のための給付には、本編および本編に基づいて公布される法規命令に別段の定めがない限り、第9編の規定が適用される。参加のための給付の管轄および要件は、本編による。

第54条 統合扶助給付

(1) 統合扶助給付は、第9編第26条、第33条、第41条、第55条に定める給付の他、とりわけ以下を含む。

1. 適切な学校教育に対する援助、とりわけ一般義務教育の枠内における援助、準備を含む上級学校への進級のための援助；一般義務教育の枠内で学校教育を可能にさせることに関する規定は、本条の影響を受けない
2. 単科大学への進学を含む適切な職業につくための学校教育に対する援助
3. その他適切な作業のための教育に対する援助
4. 第56条に基づくその他同様の就労場所における援助
5. 医師による給付および医師の指示した給付の有効性を確保するための援助および労働生活への障害者の参加を保障するための援助

医療リハビリテーション給付および労働生活参加給付は、それぞれ法定疾病保険によるリハビリテーション給付および連邦雇用エージェンシーのそれに準ずる。

(2) 障害者または障害のおそれのある者が入所施設で統合扶助給付を受ける場合、個別に必要な限り、これらの者およびその家族に対して相互訪問のために補助をおこなうことができる。

第55条 施設内の障害者に対する特別規定

障害者に対する統合扶助給付が第11編第43a条にいう障害者支援入所施設でおこなわれる場合、給付には施設内介護給付も含まれる。施設内介護が確保されない程の要介護状態に障害者があると施設主体が認める場合、社会扶助主体および管轄介護金庫は、施設主体との間で、給付を他の施設でおこなうことを協定する；その際、障害者の適切な希望を考慮しなければならない。

第56条 その他の就労場所における援助

第9編第41条に定める認可障害者作業所と同様のその他の就労場所における援助をおこなうことができる。

第57条 給付主体の枠を超える個人予算

第53条に定める受給権者は、申請により、統合扶助給付を主体の枠を超える個人予算の一部として受けることもできる。その限りで、予算法令および第9編第159条と関連する第9編第17条第2項ないし第4項を適用する。

第58条 総合計画

- (1) 社会扶助主体は、個々の給付を実施するために可能な限り早期に総合計画を立案する。
- (2) 総合計画の立案および給付の実施にあたっては、社会扶助主体は、障害者およびその他個々の場合の参加者、とりわけ治療をおこなう医師、保健局、州医、青少年事務所、連邦雇用エージェンシーのサービス機関と協働する。

第59条 保健局の任務

保健局または州法の定める機関は、以下の任務を有する。

1. 障害者または要援護者に対し、障害の性質および程度から見て適当な統合扶助による医療的給付その他の給付について、治療をおこなう医師の了解を得て、治療措置および統合扶助給付の実施中にも実施後にも助言をおこなうこと；助言は、障害者または要援護者の同意を得、統合扶助給付の実施に関与する機関または人の了解を得ながらおこなわなければならない。障害者がすでに医療的治療に入っている場合、保健局は治療をおこなう医師と相互に連絡を取る。助言の際は行政庁の定める説明書を手交しなければならない。助言については州医の了解のもと必要な対話時間の設定をおこなわなければならない
2. 障害者または要援護者の同意を得、第9編第22条および第23条に定める総合サービス機関とともにリハビリテーション需要を明確にすること、統合扶助給付に必